附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年三月三十一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

２　第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度分に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度分の会計整理については、なお従前の例による。

第２表

小売電気事業営業費用明細表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名　（単位　千円）

区分	他社購入電力料	販売費	一般管理費	その他	小売電気事業営業費用合計
役員給与					
給料手当					
給料手当振替額（貸方）		△	△		△
建設費への振替額（貸方）		△	△		△
その他への振替額（貸方）		△	△		△
退職給与金					
厚生費					
法定厚生費					
一般厚生費					
委託集金費					
雑給					
消耗品費					
修繕費					
補償費					
賃借料					
委託費					
損害保険料					
普及開発関係費					
養成費					
研究費					
諸費					
貸倒損					
諸税					
固定資産税					
雑税					
減価償却費					
普通償却費					
特別償却費					
試運転償却費					
固定資産除却費					
除却損					
除却費用					
他社購入電源費					
新エネルギー等電源費					
その他の電源費					
他社購入送電費					
非化石証書購入費					
建設分担関連費振替額（貸方）		△	△		△
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		△	△		△
接続供給託送料					
廃炉等負担金					
事業税					
開発費					
開発費償却					
合計					

（記載注意）

１　小売電気事業を営む発電事業者は、次の方法により電気事業営業費用（電気事業営業費用に一般送配電事業、送電事業又は配電事業に係る営業費用を含む場合にあつては、電気事業託送供給等収支算定規則第２条、第６条又は第１０条により整理される様式第１第２表、様式第２第１表又は様式第３第１表における各営業費用（離島発電費用及び社内取引費用を除く。）を控除した後の金額）を発電事業と小売電気事業のそれぞれの事業に区分し、小売電気事業の営業費用を記載すること。また、その他の事業に係る費用を含む場合にあつても、次の方法に準じて区分すること。

販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費及びその他の費用項目を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じてそれぞれの事業に直課する。なお、原則として、休止設備費、貸付設備費、原子力廃止関連仮勘定償却費及び電力費振替勘定（貸方）については発電事業の費用とし、接続供給託送料については小売電気事業の費用として整理する。

直課により難い費用を、原則として次の方法によりそれぞれの事業に整理する。

一般管理費を、２に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

販売費を、３に定める基準により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)、その他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理したうえで、給電費用は発電事業に直課、販売需要家費用及び一般販売費用は小売電気事業に直課する。

その他費用のうち直課により難い費用を、４に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

２　一般管理費を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、養成費、諸費　直課された各事業人員数比

修繕費、委託費　各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

補償費　直課された各事業補償費比

賃借料　各事業業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

損害保険料　直課された各事業損害保険料比

普及開発関係費　各事業費用比又は直課された各事業普及開発関係費比

研究費　直課された研究費比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費　各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

雑税　直課された各事業雑税支出額比

建設分担関連費振替額（貸方）　直課された各事業設備別帳簿原価比

附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）　各事業費用比

３　販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、補償費、損害保険料、養成費、研究費、諸費、雑税、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）　直課された人員数比

修繕費、委託費　業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

賃借料　業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

貸倒損　直課された貸倒損比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費　業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

４　その他費用のうち直課により難い費用を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

他社購入電力料　他社購入電力量×揚水動力に相当する量／（自社発電電力量＋他社購入電力量）により算出される電力量相当額を発電事業、それ以外を小売電気事業に配分

開発費、開発費償却、事業税　２及び３の基準による費用配賦後の各事業営業費用総額比

５　他社購入電力料の配賦を行った場合においては、配分額を算出する際に用いた各電力量（MWh）及び小売電気事業への配賦額に対応する電力量（MWh）を脚注として記載すること。また、他社購入電力料以外の費用について、１～４に定める基準以外の方法により配賦等を行った場合においては、配賦等の方法を脚注として記載すること。なお、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第２条第３項の規定により届け出た基準により配賦を行った場合においては、配賦等の方法の記載に代えて、その旨を記載することができる。